長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者が行う住宅における改善に要する経費に対し、予 算の範囲内において補助金を交付することにより、日常生活の安全と利便の 向上を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

なお、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和 60 年長久手町規則第 6 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (交付の対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる、高齢者が行う住宅における改善事業(以下 「補助事業」という。)は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 手すりの取付け 廊下、便所、階段、浴室、玄関から道路までの通路に 転倒予防、移動や移乗の手助けのために取り付ける手すり(工事を必要とす るもの。)
 - (2) 段差解消 居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の段差や玄関から道路までの通路などの段差を解消するための敷居を低くする工事やスロープの設置、浴室の床のかさ上げ等
 - (3) 滑り止め、移動の円滑化などのための床又は、通路面の材料の変更 畳敷きから板製床材、ビニール系床材などへの変更、浴室の床材の滑りにくいものへの変更、通路面の滑りにくい舗装への変更等
 - (4) 引き戸などへの扉の取替え 開き戸から引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどへの取替え、ドアノブの変更、戸車の設置など
 - (5) 和式便器から洋式便器への取替え
 - (6) その他、(1)~(5)に付帯して必要となる住宅改修
 - ア 手すりの取付けのための壁の下地補強
 - イ 浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
 - ウ 床材変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料変更のため の路盤整備
 - エ 床の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
 - オ 便器の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更
- 2 補助事業は、同一建物、同一世帯について1回に限り行うことができるものとする。

(交付の対象)

- 第3条 補助金の交付の対象は、前条に規定する補助事業を実施しようとする 次に掲げる者とする。
 - (1) 長久手市に住所を有し、かつ、65歳以上で補助事業を実施しようとする住宅に居住し、申請時に市民税非課税世帯(同一の住居に居住し、生

計を一にしている世帯をいう。)

- (2) その他特に市長が必要と認めた者 (補助金額)
- 第4条 補助金の額は、補助事業に要する費用の全額とし、300,000円を限度とする。ただし、介護保険制度を優先し、介護保険で住宅改修の対象となった改修工事費用は除外とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業の平面図
 - (2) 見積書
 - (3) 住宅の所有者の承諾書(申請者が所有者でない場合及び共有の場合) (交付の決定及び通知書)
- 第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当 と認められたときは、補助金の交付を決定する。この場合において市長は、 補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付けることができる。
- 2 市長は、前項の補助金を交付すると決定した者に対しては、長久手市高齢 者住宅改修事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと 決定した者に対しては、長久手市高齢者住宅改修事業補助金不交付通知書(様 式第3号)により、それぞれ通知する。

(変更承諾申請書等)

- 第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その後補助の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに長久手市高齢者住宅改修補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号の1)を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を 審査し、長久手市高齢者住宅改修補助事業変更(中止・廃止)承認通知書(様 式第4号の2)により速やかに通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は、補助事業 の遂行が困難になった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を 受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して1月以内又は、当該

年度の3月20日のいずれか早い日までに、長久手市高齢者住宅改修事業実績報告(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した費用の領収書及び請求書の写し
- (2) 請求における内訳書
- (3) 改修時の写真(改修前及び改修後)
- (4) その他特に市長が必要と認めたもの

(補助事業の確認)

第9条 市長は、補助事業の適正執行のため、必要に応じて現場において確認 するものとする。

(交付額の確定)

第10条 市長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、当該 補助事業が補助金の交付決定及びこれに付けた条件に適合すると認めるとき は、補助金の交付額を確定し、長久手市高齢者住宅改修事業補助金交付額確 定通知書(様式第6号)により、速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、長久手市高齢者 住宅改修事業補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の申請に基 づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

- 第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助 金交付の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) 交付決定に付けた条件に違反したとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに関し、既に 補助金が交付されているときは、補助金の返還を命じることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。